

債権者 ○○

債務者 ○○

意見書

平成 22 年 8 月 4 日

○○地方裁判所民事第○部債権執行係 御中

債権者代理人弁護士	荒井哲朗
同	白井晶子
同	太田賢志
同	佐藤顕子

1 はじめに

本件は、預金債権について予め弁護士法 23 条の 2 に基づく照会をなした上、債務者の氏名、判明している住所、生年月日、読み仮名を明記することによって差押債権を特定し、取扱支店を限定（特定）しないでする預金債権差押命令の申立である。

近時、銀行を第三債務者としてする預金債権差押にあたって取扱支店を限定（特定）する必要があるか否かについて、C I F（シフ）の整備等を踏まえて、高裁レベルでも判断が分かれている状況にあるから（もっとも、大阪高決平成 19 年 9 月 19 日判タ 1254 号 318 頁・金融商事判例 1279 号 14 頁がこの問題に関する最も新しい公刊決定例ではないかと思われるところ、同決定は後記のとおりいわゆる積極説に立っている。）、本件についても御庁がこの点に関心を抱かれることが予想されるし、また、債権者は事前に第三債務者である銀行に対して特定に不可欠な情報を適法に照会してお

り、第三債務者である銀行がこれに対する回答義務があるのに回答しなかった結果特定ができない状態にあるのにこれによる不利益を債権者に押し付けるがごとき結論は民事執行手続を含めて法秩序全体を支配する公平の観点から許されないものであるというべきところ、この点は議論が尽くされていない論点であるから、これらの点について、債権者代理人の意見を述べる。

## 2 預金差押命令申立における取扱支店の特定について

### (1) 差押債権の客観的特定

まず、預金債権差押命令の申立にあたっては、差押債権が申立書（差押債権目録を含む）に記載された債権の表示から、他の債権と混同することなく差押債権との同一性を識別することが可能である程度に特定されることを要し、これがなされていない場合には民事執行規則133条2項にいう「特定」を欠くものとして却下を免れ得ない。

### (2) 第三債務者である銀行の負担への配慮

また、預金債権差押命令申立においては、銀行に負担させるべきでない程度の過度の負担を負わせることは相当ではないから、そのような場合にも預金債権差押命令が却下されることとなるのはやむを得ない。ただし、客観的に債権が「特定」されている場合には、第三債務者の負担の問題を特定性の問題（民事執行規則第133条第2項の問題）として考えることには違和感を否めず（このような重要な問題が規則の解釈にかからしめられているということには素直な違和感がある。）、申立人が差押債権をより限定しうる状況にあるのに、第三債務者に対して過度の負担を強いるような申立をするときには、当該申立は濫用的申立であるとして排斥するのが、立法的手当のない現状では適切であると考えているが、この点の議論は

措く。

そして、「上記規定（民事執行規則133条2項）の他にどの程度仮差押債権（注：この場面では仮差押と差押えを区別する必要性はない。）を特定すべきかについての定めはないから、どの程度に仮差押債権を特定すべきかについては、上記規定の制度趣旨及び当該債権の給付内容や性質に照らして、債権の種類ごとに判断するほかはない」（東京高決平成17年10月5日判タ1213号310頁・金融商事判例1237号36頁・金融法務事情1765号55頁）ところ、この点は、東京高決平成5年4月16日判タ822号60頁・判時1462号102頁・金融法務事情1357号59頁が、「一般的には、差押債権の表示を合理的に解釈した結果に基づき、しかも、第三債務者において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に明確に表示されることを要する」と説示したところが一般的な規範としてはほとんど異論なく受入れられているところである。

もっとも、この要請を満たしているか否かを具体的に検討するにあたっては、民事執行手続それ自体が紛争の直接の関係者ではない第三債務者の存在及びその第三債務者に一定程度の手続的煩瑣及び二重払いの危険等を負担させることを当然のこととして予定していることに正しい理解を及ぼさなければならず、ここで「格別の負担」というのは、「銀行が行う通常業務の範囲」を超える負担をさせないという意味ではなく、我が国が強制執行手続を法制度として構築していること、その機能不全は財産の帰属・移転秩序を根幹から危うくすることになること、銀行は預金債権が人の財産の保有の態様として大きな位置を占める状況の下で特別の許可を得て銀行業務を行い利益を得る社会的にも責任の重い存在であること、差押えの効力

が法律上「直ちに」生じるとはいつでも債権差押手続は人間が行う作業である以上、いずれにせよ多少の時間はかかることは当然に予定されていること、二重払いの抽象的危険は預金債権の差押に固有の問題ではないし、二重払いの現実的危険は必ずしも第三債務者に負担させられることにはならないこと、差押命令が送達された場合にその手続に要する合理的な時間内であれば銀行が預金債権者に対して支払を停止することとなったとしても直ちに銀行が債務不履行責任を負うとはいうべきでないこと、を総合的に検討するべきであって、「直ちに」他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度にされなければならない（東京高決平成18年4月27日金融法務事情1779号91頁）などと即断するのは適当ではなく（限定的肯定例である東京高決平成8年9月25日判タ953号299頁・金融商事判例1011号12頁・判時1585号32頁・金融法務事情1479号54頁は、「第三債務者である銀行の顧客管理は、各取引店舗ごとに行われており、差押債権の有無は各取引店舗ごとに確認する必要がある」という理解のもとでさえ、「差押命令受領後、当日中の相当時間内に処理することが可能」であるか否かを検討するべきであるとした上でこれを肯定している。）、預金取引に関するコンピューターシステムの進歩の状況を適切に把握し、強制執行手続きを実効あらしめるために金融機関が策定しうる約款にはどのようなものが考えられるか、払戻手続を巡る紛争の公平な解決のために債権の準占有者に対する弁済に関する民法の規定の適用などの採用しうる法律構成を総合的に検討し、「差押債権を社会通念上合理的と考えられる時間と手続的負担等の範囲内で確定することができるか」を判断するべきである。

### （3）銀行における債権管理の状況

ところで、預金差押命令の申立にあたって取扱支店を限定（特定）しなければならず、そうでなければ銀行に過大な負担を強いることになるという決定例は、その判断の前提として、預金管理が次のとおりのようなものであるとの認識を示している。

①「実際の取引ないし顧客管理は各取扱店舗等ごとにある程度独立して行われている。」（東京高決平成18年7月18日金融法務事情1801号56頁）

②「銀行の顧客管理が各店舗毎にある程度独立して行われている」（上記東京高決平成18年4月27日）

③「金融機関の顧客管理が取扱本店及び支店単位で行われているときには、複数の取扱店舗の預金債権に対する仮差押えがされた場合、速やかに仮差押債権である預金債権の調査及び仮差押えの効力の及ぶ範囲を把握するために、これらの取扱店舗相互間における緊密な連絡と確認作業の必要が生じる」（東京高決平成17年9月7日判タ1189号337頁・金融商事判例1228号40頁・判時1908号137頁・金融法務事情1755号56頁）

しかしながら、支店ごとに顧客管理がされていることを単一の事業所（例えば本店）において預金債権を名寄せして探索するなどという差押え手続を行い得ないという結論に結びつけるのは明らかに誤っているし、このような理解に結びつけるようなときには、そのような認識はこんにちの預金取引の実際を正解しないものであるとの非難を免れ難い。この点をいう決定例として、次のようなものがある。

④「銀行預金債権に対する差押えの執行実務においては、債務者が銀行に対し各種預金をしている可能性が高い中で執行の実を上げさせなければならない一方で、差押債権者としては、債務者が当該金

融機関のどの店舗にいくらの預金債権を有しているのかを具体的に把握し得る実効的な手段が乏しいとの現状認識の下、少なくとも同一の本支店における預金債権については、順位を付けてその差押えを認めてきたところであるが、現今社会一般におけるオンラインシステムの充実の実態を踏まえると、同一の本支店における順位を付しての複数種類の預金差押えと、複数支店間において順位を付する預金差押えとでは、法的観点から見て質的な差はない。」「原告人にとって相手方（債務者）が第三債務者である（株）埼玉りそな銀行のどの店舗にいくらの預金債権を有するのかを知る実務的な手段が乏しい実情からすれば、複数店舗に順序を付するだけでは特定には足りないとして各店舗ごとに請求債権を割り付ける必要があるとすると、差押えにより請求債権の満足を得ることができるか否かは偶然に左右される。」「他方金融機関においては、各金融機関によって具体的なシステムには違いがあるにせよ、現在において、それぞれCIF（Customer Information File）システムという顧客管理システムがほぼ確立しているものと認められ（「銀行法務21」661号32頁の解説記事）、債務者名の特定がある程度の規準に則ってされている限り、支店順位方式による預金債権の表示であっても、第三債務者たる金融機関において差押債権を把握することに支障はなく、第三債務者たる金融機関に過度の負担と危険を負わせることにはならない。」（大阪高決平成19年9月19日判タ1254号318頁・金融商事判例1279号14頁。この問題に関する最も新しい公刊決定例ではないかと見られる。）

⑤「かつては、銀行における顧客の預金の管理が各支店ごとに独立して行われ、同一銀行内であっても、他の店舗で取り扱っている預金の内容を照会することに相当の時間と負担が伴う状況にあったこ

とは顕著な事実である。したがって、当該状況を前提とする場合には、仮差押えの目的物となる債権について、複数の支店の預金債権を支店間に順位を付す方法により表示する仮差押命令の申立ては、第三債務者となる金融機関において仮差押えの目的物となった預金債権を社会通念上合理的と認められる時間と負担をもって確定することが困難なものとして、仮差押えの目的物となる債権の特定がないと解することについて、相当な理由があったといえることができる。しかし、金融機関の預金業務は、顧客の資産を預かり、管理することを内容とするものであって、顧客の全預金の状況を速やかに把握し得るシステムを整備することは、金融機関の資産管理業務を効率的かつ適正に行うために必要であるのみならず、顧客に対するサービスを充実させる手段としても有益であること、現時点においては、情報通信の技術の向上と設備の整備によって、各金融機関においては、顧客の氏名又は商号を含む預金に係る情報を電子的なデータとして管理して随時更新していることは顕著な事実であり、また、このようなデータを照会して顧客情報の管理を行うためのいわゆるC I Fシステムの機能が向上し、多くの金融機関において使用している同システムでは、本店において、顧客の氏名や商号に基づき、特定の顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能を備えるに至っていることも顕著な事実である（金融法務事情1771号30頁以下に紹介のある全国銀行協会により平成18年3月に実施された実態調査の結果参照）。」（東京高決平成18年6月19日判タ1222号306頁・金融商事判例1246号12頁・判時1937号91頁・金融法務事情1782号47頁）

これらC I Fシステムの内容は執行裁判所が職務上知るべきシステムであってあえて今更その詳細を云々する必要はないだろうし、

そもそも、銀行が電子的記録によって預金を管理し、コンピュータ上で預金口座に関する出入金情報が管理されているということは、およそ、常識にも属する事柄である。

また、銀行が自行債権をより確実に回収するために一般的に採用している出金停止措置が支店を超えて迅速に行われることも銀行取引実務上周知の事実である（突発的な支払事故が生じた場合にでも銀行は支店の異同を問わず貸付金を相殺によって迅速に回収している。）。銀行は、自行の利益のためには、預金の探索、自行債権に満つるまでの預金の相殺処理を行うのに（旧銀行取引約定書に、預金者または保証人の預金その他の銀行に対する債権について差押命令が發送されたときは当然に期限の利益を失って銀行に対する預金その他の債権の全てが当該銀行に対する債務の引当とされると規定されていたところである（旧銀行取引約定書第5条1項3号。）。）、差押手続において同様のことが行い得ないと考える理由はない。

なお、こんにちでは、銀行の支店はバーチャルなものとしても設置される例が多くなっており、花や星座の名称が支店名として付けられているのであるが、これらについて例えば、「すずめ」にいくら、「ワルツ」にいくら、「レモン」にいくらなどという割り付けをしなければならないというのは、素直に、滑稽に感じる。

#### （４）特定の方法

本件申立にあたっては、上記文献（「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実情－全銀協アンケート調査をもとにして－」全国銀行協会業務部次長阿部耕一（参考資料1。上記決定例は2つの別の掲載誌のものを援用しているが、掲載誌が異なり、縦書き横書きの差異などがあるのみで内容は全く同一である。））において、この種の申立に

円滑に対応するために望ましい検索事項として「住所」・「氏名」に加えて「生年月日」,「読み仮名」を挙げるものが最も多かったとのことであるから、これらを一義的に特定することとする。

なお、支店間の順序付は支店番号であるのが第三債務者にとって最も便宜であると考えられるので、支店番号順とすることとする。

(5) 二重払いの危険, 預金債権者に対する債務不履行責任の負担の危険

銀行の二重払いの危険を強調する決定例は、「第三債務者である金融機関の負担については、金融機関が差押債権の調査把握のために相当の手間と時間を要するというのみならず、その調査に相当の時間を要することに起因して二重払いや債務不履行の危険を負うこと、あるいは弁済の有効性等を争う紛争に巻き込まれる事態を生じさせないように事前に（申立時ないし発令時に）どう配慮するかという点こそが重要な問題で」ある（上記東京高決平成18年7月18日）と指摘し、「第三債務者が債権者・債務者間の紛争に巻き込まれた第三者ともいふべき立場にある」ことを強調する（上記東京高決平成18年4月27日）。

しかしながら、二重払いの危険の問題は本来的には特定性の問題とは異なる問題であるし、預金差押に特有の問題でもない。弁済の効力が問題となったときには差押命令の申立の態様や差押債権の記載方法をも勘案して民法478条を柔軟に解釈することによって公平を図ることとするのが、立法的手当のない現状では適切であると考え（同条の解釈の中で、差押債権の記載方法その他申立方法を参酌し、金融機関に不当な二重払いのリスクを負担させることのないようにするのが相当である。）。同法に関する従来 of 裁判例に照らしても、同法が柔軟な解釈を拒絶する硬直性を有しているものとも

考えられない。そもそも、送達を受ければ「直ちに」差押の効力が発生すると抽象的に言ってはみても、民法第478条の適用にあたっては、預金に関する情報を紙媒体で管理し、人的作業のみに頼って検索・探知し、作業するほかなかった時代と現在では、自ずと時間の経過についての評価も変わってくるのは当たり前の事柄であって、同条はそのような社会事象の変容を考慮して適用される柔軟性を欠いているものとも考えられないから、同条の解釈・適用にあたって、差押命令の申立、発令の方法をも参酌事由として利益考量を図るのが、妥当かつ公平である（差押命令が送達されているのに払戻をしてしまった場合でも、差押命令申立人が現在実務上一般的に採用されている預金債権の表示方法とは異なった表示方法を自ら採用したとして、公平の観点から、債権の準占有者に対する弁済を一定の範囲で広く認めることによって利害の調整がなされるべきである。）。

もちろん、差押命令の発令に起因して弁済の有効性が争われる事態を生じさせるような事態が出来る限り生じないような配慮が必要であることは当然であるが、それは、このような申立を許容しないとすれば申立人の現実の債権回収は著しく困難となって債務名義は文字通り画餅に帰し、本案訴訟の結果が全く実現されない事態となるという申立人側の不利益とも、適切に考量されるべき要請であることには十分に留意される必要がある。両要請を考量するときには、基本的には法的手続による債権者の正当な権利の実現＞銀行の相応の負担、であると考えべきである。他の債権差押命令における場合以上に銀行を過当に優遇することは適切でなく（法は差押命令の執行において第三債務者に相当の負担が生じることを当然に予定している）、銀行の負担のみが異質なものであるとも考えられない。

さらに、金融機関は、差押命令に適切な対応をしている限り、不当な責任を負わされることはない（適時に払い戻し手続を行っている以上、差押手続との関係で多少の時間が経過することとなったとしても、銀行が債務不履行責任を負うことにはならないと考えられる。）し、金融機関は、差押命令の送達があったときにはこれに対処するに足りる合理的な時間であれば払戻に応じないこととする旨の約款を定めたとしても不合理なものではなく、その効果を否定されることはないと考えられるから、しかるべき約款を策定するなどして負担及び責任を相当程度に軽減、回避しうるものとも考えられる。

近時の決定例にはこのような考え方を明示するものも多くある。

①「第三債務者に仮差押命令が送達された後、上記並び替え及び連絡等に要する時間内に預金の引出しが行われる事態も生じ得るところではあるが、このような事態については、民法478条の法理により第三債務者の免責を認めることによって対処すべきである。」

（上記東京高決平成18年6月19日）

②「本件仮差押債権は銀行預金債権であり、このような銀行預金債権の場合は、金融機関は顧客の信用保持のため預金の有無および内容を第三者に公表することはないのが一般であるから、通常の場合、執行債権者は、仮差押えすべき銀行預金債権がどの営業所（本店又は支店）にどのくらい存在しているかを知り得ない（当裁判所に顕著な事実）。したがって、預金債権の存在する可能性のある複数店舗を掲げる場合において、各取扱店舗ごとに仮差押債権額を割り付けることを求めるときは、そのうちの特定の支店に仮差押債権額の全部又は大部分に相当する預金が存在していても、割り付けられた債権額にしか執行できない不利益が残る。これに対して、たとえ銀行取引は本支店ごとにある程度独立に行っているという実態があるに

せよ、同一法人における本店と支店の関係にすぎない上、第三債務者である銀行本店は、現在、オンラインの稼働状況に照らして、顧客管理システムがほぼ確立しているとみられ（当裁判所に顕著な事実）、とりわけ、本件仮差押命令に対処する目的とは異なるとはいえ、預金保険制度の下では、金融機関が預金等の払戻しができなくなった場合などに、預金者の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資するために預金等が保護されている。このために、預金保険機構は、金融機関が破綻したときは、付保預金を特定し、預金者ごとの付保預金額の算定などを迅速に行う必要がある、これを確実なものとするため、預金保険法では、金融機関に預金者データの整備及びシステムの対応を義務付けている。そこで、金融機関は、保険事故が発生したときは、預金保険機構の指示により、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープにより、遅滞なく資料を提出しなければならない（預金保険法55条の2）、資料の提出に必要な預金等に関するデータベース及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない（同条4項）とされるなど、現行の預金保険制度においては、金融機関の本店及び全支店にある顧客の預金につき、顧客の名義ごとに全預金口座リストが迅速に金融機関によってオンラインによって作成されるいわゆる名寄せシステムが整備されていることが予定されている。」「その危険（注：二重払いの危険）は、本件のような複数店舗を対象にした仮差押命令の申立てがされた場合のみならず、特定の店舗が対象にされた場合も、第三債務者に仮差押命令が送達された時点で仮差押えの効力が直ちに生じるところ、第三債務者としては、その時点から仮差押債権の存否を調査しなけ

ればならないことから、それが判明して支払を停止するまでの間に多少の時間を要することは明らかであり、その間にATM等による引出し等により債務者に対して支払うことより発生し得るのである。また、本件のような預金債権ではなくても、第三債務者が多数の営業所をかかえる大規模会社であって、各営業所が比較的本店から独立して顧客と取引を行っている商事会社に対する債務者の売掛債権等を仮差押えする場合にも本件と同様の二重払いの危険を第三債務者が負う点で異ならないというべきである。」「このような危険については、事案に応じて銀行の関係者に対する債務不履行責任又は不法行為責任等の法的責任を軽減したり、民法478条の適用又は類推適用により第三債務者の保護を図ることにより解決すべきであり（立法により差押えや仮差押えの効力発生時期を調整することの解決も考えられてよい。）、第三債務者にこのような危険又は不利益があるからといって、それを回避させるために、仮差押債権の特定が一般には困難な執行債権者に対し、仮差押債権の特定が不十分であることを理由にそのすべての危険を負担させることは相当ではないというべきである。」（上記東京高決平成17年10月5日）

3 本件における債権者と第三債務者との間で債権者に不特定の不利益を負わせるべきでないこと（先行する弁護士会照会）

現在の運用上「特定」の概念が客観的意味のそれや日本語としての一般的な意味を離れた「債権者と第三債務者との間の利害状況を総合して第三債務者に債権者との関係で公平を失する程度の過大な負担を負わしめないための要件」という評価的概念となっていることは上記のとおりであり、法制度全体を支配する価値である「公平」は差押債権の特定の問題を考えるに際しても重視されなければならないことはいうまでもないところ、債権者は、本件申立に先立ち、

第三債務者に対して弁護士法23条の2に基づく照会請求（なお、銀行には弁護士法23条の2に基づく照会請求に回答すべき法的義務があるというのが大勢の理解である。）によって債務者の口座の第三債務者における取扱支店等を照会しており、同照会書には債権者が債務者に債務名義を有していること（この点において、債権者と債務者との間に請求権が存在するか否かについて疎明されているにすぎない債権仮差押命令申立事件とは異なる。）、債務名義が悪質な詐欺商法による損害賠償請求権であることが記載され、預金債権差押命令の申立のために必要である旨及び回答がなされない場合には支店を限定しないでする差押命令の申立をせざるを得ない旨明記されているのである（参考資料2）。

債権者は、債務者が預金口座を開設している可能性があると見込んだいくつかの銀行に対して同旨照会をしているが、これに対して、申立外〇〇銀行株式会社、〇〇銀行株式会社、株式会社〇〇銀行、株式会社〇〇銀行は照会に応じて回答をなした（参考資料2の1ないし4）。このことから銀行においてCIFが正常に機能している状況にあることが見て取れる。

ところが、第三債務者らは、「相手方の同意が確認できない」「支店を特定して欲しい、支店を特定した場合にも照会対象者の同意の有無を確認させてもらうことがある」「相手方の同意確認が出来ない」として回答を拒絶した（参考資料2の5ないし7）。強制執行の準備のために照会をしているのに預金者の同意を取り付ける必要があるなどという要求をするがごときが正常な要求でないことは明らかである。強制執行をするので同意して下さいなどといえ、預金は直ちに引き下ろして隠匿されるであろうことはおよそ見易い道理である。このように、取扱支店を記載できないのは、第三債務者の

違法な対応の結果なのであるから、その不利益を債権者に帰せしめるのは公平ではなく、仮に、より負担や煩瑣が大きくなることがあったとしても、そのような負担はそれを自招した第三債務者に帰せしめられるべきであって、特定を欠くなどとして申立が却下されることは法秩序全体を支配する価値である公平に悖る。

#### 4 結語

以上のおりであって、銀行を第三債務者として取扱支店を限定（特定）せずにする預金債権差押命令の申立は一般的に許容されるべきものであるうえ、本件では上記「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実情－全銀協アンケート調査をもとにして－」において、この種の申立に円滑に対応するために望ましい検索事項として挙げられることが多かったという「生年月日」、「読み仮名」を「住所」・「氏名」に加えて一義的に特定されていること、本件においては予め債権者において債権者が債務名義を有すること及び預金債権差押命令申立のために必要もしくは有用であるとし、回答がなされない場合には取扱支店を限定（特定）しないでする預金差押命令の申立をする旨記載して債務者の預金口座の存否及び取扱支店等について弁護士会照会をしたにもかかわらず、第三債務者側があえて強制執行手続を不能にするに等しい債務者の同意などを求めることによって事実上これに違法に回答しないことから取扱支店が限定（特定）されていないことを総合的に考慮すれば、本件申立は差押債権の特定に欠けるところはないというべきである。

ところで、本件債務者はいわゆる未公開株商法という詐欺商法を業として行い、違法な利得を保持しているものと考えられるが、債務名義を意にも介さない。このような事態が続けば、一般的に、法

律による権利の実現（債権の満足はその圧倒的部分を占める。）が適切になされないということになり，権利の実現は法的手続によるよりもいわゆる「アウトロー」に頼む方が有意であるということになってしまう。そのような法律が是認しないような方法が，権利の実現のために迅速で，安価で，确实であるなどというような社会は異常である。銀行の負担は，銀行が業務として預金を受入れていること，銀行の公的な性格，債権者の正当な権利の実現の要請などを踏まえてなお，これらを越える，甘受させるべきでない程度に不当に過度な負担であるかどうかという観点から検討されなければならない。執行手続の無力化は民事訴訟制度全体を崩壊させる。民事訴訟制度は，債務名義が実現されるということを前提に運用されているのであって，民事訴訟で勝訴しようが敗訴しようが現実の支払とは無関係であるということになれば（預金執行の恒常的不奏功は他の包括執行等の手続の存在を考えてなお，現実にはこのような事態をもたらすものと考えられる。），民事訴訟制度は国民の頼るところではなくなるのが明らかである。

よって，速やかな発令を求める。

#### 添付資料

- 1 全国銀行協会業務部次長阿部耕一「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実情－全銀協アンケート調査をもとにして－」金融法務事情 1771号30頁
- 2 照会の回答書と照会申出書の同一証明（照会事項，申立外〇〇銀行株式会社，〇〇銀行株式会社，株式会社〇〇銀行，株式会社〇〇銀行が回答していること，第三債務者らは預金者である相手方の

同意が確認できないことを理由に回答を拒否していること)

以上